

第3回靈感商法等の悪質商法への対策検討会議事録

消費者庁消費者政策課

第3回靈感商法等の悪質商法への対策検討会

1. 日 時：令和4年9月15日（木）8時15分～9時33分

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ いわゆる寄附の位置付け
- ・ 法人の解散命令等に関する規定

4. 出席委員（五十音順、敬称略）

- ・ 河上 正二 東京大学名誉教授、青山学院大学客員教授
- ・ 菅野 志桜里 弁護士（一般社団法人国際人道プラットフォーム代表理事）
- ・ 紀藤 正樹 弁護士（リンク総合法律事務所所長）
- ・ 田浦 道子 消費生活相談員（相模原市消費生活総合センター）
- ・ 西田 公昭 立正大学教授
- ・ 宮下 修一 中央大学教授
- ・ 山田 昭典 独立行政法人国民生活センター理事長
- ・ 芳野 直子 日本弁護士連合会副会長

○河上座長 それでは、定刻になりましたので、第3回「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を開催いたします。

朝早い時間帯での開催で大変恐縮でございますけれども、本日も委員の先生方とオンラインでおつなぎして開催いたします。

また、本日も河野大臣に御参加いただいております。大臣から御発言があればお願いいたします。

○河野大臣 おはようございます。本当に朝早い時間に設定をさせていただきまして、お忙しい皆様には申し訳ございません。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は、いわゆる寄附について、それから法人の解散命令等について御議論をいただくこととなりますが、現行の法制の下、消費者庁として何ができるのか、あるいは何をすべきだったのか、現行の法制の枠をもう少し広げて考えることができないのか、あるいは現行の法制で足りないもの、あるいは消費者庁の枠を超えるものについても、必要とあらばしっかり御議論をいただきたいと思っております。

最近、一部のメディアから、旧統一教会が消費生活センターあるいは国民生活センターなどと話をし、この団体の件で相談があったら連絡をもらうことになっているというようなことを、こんなことは現実には絶対にあり得ないわけですが、そういうことを対外的に言っている、何らかの相談を抑止しようとしているのではないか、そんな問題提起もございました。

この団体そのものが靈感商法あるいは高額な献金というものを団体として繰り返しているものなのかどうか、そういうことについてもしっかり御議論いただかなければならないと思えますし、今、いろいろな消費生活センターに団体のほうからアプローチがあるということも聞いております。そういうことがこの団体の性質を考える上でどういう意味を持っているのか、そういうことを我々は考えていかなければいけないのかなと思っております。

今日も極めて限られた時間でございますが、どうぞ忌憚のない御議論をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。今日はありがとうございます。

○河上座長 ありがとうございます。

それでは、資料の確認について、事務局からお願いいたします。

○尾原課長 本日の資料について確認をお願いいたします。

資料1及び2、紀藤委員提出資料、宮下委員提出資料、参考資料1から3まででございます。もしお手元に届いていないことなどがございましたら、御連絡いただければと思います。

○河上座長 次に、本日の議事、いわゆる寄附の位置づけでございます。

まずは、宮下委員から説明をお願いいたします。

○宮下委員 中央大学の宮下でございます。おはようございます。

本日は、いろいろ宿題を頂戴しておりましたので、私から「いわゆる寄附の位置づけに

ついて」ということでお話をさせていただければと存じます。議論の時間をできるだけ確保したと思いますので、若干レジюмеを端折るような形での御説明になるかもしれませんが、その点は御了解いただければと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、第1回及び第2回の検討会で、私の資料の1ページに書いてありますような御指摘を頂戴しております。要約いたしますと、一つは、献金あるいはお布施といったものが契約というものに当たるかどうか、もう一つは、全くの第三者ではなくて家族がそうした寄附行為を、寄附行為と言うと法律としては別の意味になるかもしれませんが、寄附という行為について取り消すことができるかどうか、こういうところが御指摘にあったのではないかと思います。

1番のところは、その程度でまとめさせていただきます。

2番でございます。「宗教的な寄附に関する宗教的な説明」と、ややまどろっこしい書き方をしておりますが、宗教的な寄附については、既にこの検討会でも御指摘いただいておりますが、「お布施」や「献金」等、名称は様々でございます。宗教的には、何かの対価ではなく、見返りも求めない、「喜捨」という言い方をすることが多いかと思います。

これは今問題になっているような団体ではなく、公益財団法人全日本仏教会がだしたもの、すなわち、最近はお布施を明示した上でサービスとして提供するというやり方が行われているものですから、それに対する全日本仏教会の要請書あるいは理事長談話から抜粋したものでございますけれども、「仏教の……布施行（喜捨）の精神」「お布施は、サービスの対価ではありません」、あるいは「お布施は、慈悲の心をもって他人に財施などを施すことで……修行の一つです。なぜ修行なのかというと、見返りを求めない、そういう心を持たないものだからであります」と、こういった説明をされているわけです。

次をお願いいたします。

税務上も、こういった「喜捨」ということを前提とした処理がなされております。これは国税庁のウェブサイトのQ&Aに質問に対する回答として載っているものですが、「お布施、戒名料、玉串料等の葬儀、法要等に伴う収入は、宗教活動に伴う実質的な喜捨金と認識されているものですから、課税対象とはなりません」と、このような説明がされております。

それでは、宗教的な寄附というものがこういった説明で全て完結するものであるかどうか、法的に見てどういうものであるか、この辺りがこの検討会での話題の一つになっているかと思います。

その点について、「喜捨」の意味ですが、「喜捨」といっても、実際には特定の宗教団体を名宛人として財産を移転する行為であります。ですから、所有権を放棄して、それを即時取得する。これは法的には、後ろのほうに参考条文を載せさせていただいておりますけれども、無主物先占、すなわち持ち主のない動産についてはそれを取得した者のものになるといった考え方、あるいはこの無主物先占という考え方に加えて、さらにそれを善意で取得した、善意というのは法律では事情を知らないということの意味ですが、つまり

事情を知らずに取得した人は、即時取得という形でそれを取得するのだという論法が過去の裁判例でも宗教団体から主張されたことがありますけれども、こういった論法はやはり成立しないのではないかと。

確かに、「喜捨」というのは捨てるという言葉を使っているわけですがけれども、これは特定の宗教団体の名宛人として財産を移転する行為ですから、決して捨てる、全く自分のものではなくなるという意味合いとして捉えることはできないだろうと思います。

では、こういったものは一種の契約と言えるのかといった問題が次に提起されるわけがございます。これには、契約ではないとする考え方が当然ございます。ただ、全ての寄附という行為について契約ではないと言えるかということ、これはやはり具体的な状況によっては一種の契約と見ることができるのではないかと考えております。

では、これを契約とした場合にはどういう契約なのかということについては、様々な考え方があろうかと思えます。1つは、相手に金銭をあげるという贈与契約といった考え方かと思えます。しかし、贈与契約という形になると、これは強制できるかどうかという別の問題はありますけれども、贈与者に財産権移転の義務が生じる。そうすると、そういった約束をしたら原則は財産を移転しなければいけない、要するにお金を払わなければいけない、こういったことで果たしていいのだろうかという疑問も生じます。

あるいは、祈禱などをしてもらうことについて、それが一種の相手方の「負担」、このように法律では言えますけれども、負担付贈与契約という形で捉えられるのか。要するに、お金をあげる代わりにこういったことをしてくれという何らかの負担を求めると言えるかということですが、例えば読経、すなわちお経をあげることを負担と言えるかどうかというと、ここはなかなか難しいところもあろうかと思えます。

それから、請負契約というものがあります。請負契約というのは、一般的には例えば工事の請負契約ということで、工事会社に家を建ててくれと注文して家を建ててもらうということが想定されるわけですが、そういった形で家が建つという仕事の完成と、それに対して報酬を支払うという形式をとるものです。

しかし、一方で、これを宗教問題に置き換えたときに、読経、すなわちお経をあげること、あるいは祈禱をすることを仕事あるいは仕事の完成と言うのか、あるいは、お布施は報酬と言えるのかということになりますと、ここもなかなか難しい問題があろうかと思えます。

それから、委任契約というのがあります。これは、基本的には契約を代わりに結んでもらうといったことを、代わりというと代理と似たような感じになってしまいますが、例えば契約を結んでもらうことを委託することを委任契約と言うわけですが、そうではなくて、事務の委託をすることを準委任契約と言います。この準委任契約というのは、事務の委託でありますけれども、委任契約と同じように扱おうと民法では決められておりますが、委任契約というのは、歴史的経緯もありまして、無償、すなわちお金をもらわずにやるというのが原則ですが、報酬支払いの特約があれば有償になると言われております。

それでは、宗教的な問題に置き換えたときに、例えば、お経をあげたり、祈禱をしたりということを事務の委託と言い、そして、お布施等の授受というか、それらを支払うことを報酬の支払いと言ってしまっているのかというと、ここもなかなか難しいところもあるかと思えます。

もっとも、その箇所に書きましたように、例えば、現在、インターネットで金額を明示する形で、葬儀サービス、僧侶派遣サービス、あるいは墓地や納骨堂の使用契約、これらはインターネットに限りませんけれども、そういった契約を結ぶことがあります。こういったものはある種の対価性が認識できるところもありますので、例えば請負とか準委任と捉えることも可能ではないかと思うのですけれども、いわゆる宗教的な献金をこういったものだと言い切ってしまうてよいかというと、やはり躊躇するところもあるわけです。

もう一つ、これは民法の世界を離れて、世界を離れてといっても関連する法律ではありませんが、信託法には信託行為というものがあります。これは、自分の財産を相手方に移転して、その管理権や処分権を委ねるというものであります。

これについては、もしそういった信託を受けた側、すなわち受託者は、善管注意義務あるいは分別管理義務、これは自分の財産と分別してその財産を管理するというので、先に述べた善管注意義務というのは、法律用語で分かりにくいかもしれませんが、善良なる管理者の注意義務、要するに自分の財産管理よりは一段高い義務を持って財産等をしっかり管理しなければいけない義務があるということですが、こういった義務が課されることは可能性としてはもちろんあるわけです。

ただ、いわゆるお布施とか献金、そういったお金を宗教団体に渡すということが、果たして財産権を移転して財産の管理権や処分権を委ねたと言えるかどうかということは、検討する余地が出てくるわけです。

具体的に何か建物を建てるために喜捨あるいはお布施等を求めるということであれば、これは目的がはっきりしていますので信託行為と捉えやすいと思えますけれども、そうではない場合もありますので、必ずしもこれが全てに当てはまるかということ、やはり検討する余地があるということかと思えます。

次をお願いいたします。

もう一つは、無名契約です。有名とか無名と言いますが、これは民法上に直接の根拠となる規定がない契約を無名契約と言うわけですが、例えば贈与や請負、委任、そういったいろいろな性質を併せ持つ契約のことを複合契約と申しますが、お布施や献金はそういった性質を帯びた無名契約とも考えられます。

私自身はこの考え方に親近感を持つわけですが、ただ仮に契約というものであったとして、その拘束力がどこまで認められるのか、すなわち、お金を払う約束をしたのだから払いなさいと宗教団体から要求されたときに、それに応じなければいけないのか、こういうところが問題になってくるかと思えます。

それから、訴求力のない、裁判で訴えてもその請求が認められない、自然債務を発生さ

せる無名契約という考え方もあり得るかと思えます。自然債務という言い方は一般には不自然な言い方でありまして、なかなかぴんとこないところもあるかもしれませんが、お互いに払うという約束をしたときに、例えば裁判所にあの人が払わないから払わせてくれということを訴え出ても、それは認められない、そういったものを自然債務といいます。

ただ、このような考え方は、例えば自発的にお布施を払うまでは要求はされないけれども、例えばお布施というのをお渡ししてしまったらどうなるかという問題があります。自然債務とすると、一旦払ってしまったものを返せとは言えないことになると考えられているのですけれども、それでよいかという問題もあります。また、そもそも自然債務という概念そのものについては、民法の世界ではこういった概念がそもそも不要ではないかという議論もありますので、果たしてそれで説明がつくかということ、なかなかそこも難しいところがあるかと思えます。

さて、このように契約と考えた場合には、やはり一長一短がありまして、どの契約か、あるいはどういう法的性質を持っているのかというのがなかなか断定しにくいところもありますし、今回問題になっているようないわば強要されるようなものとは違って、一般的にやり取りをされているお布施をこういう契約ということで捉え切れるかどうかということ、これは既に検討会でもそういったことでは捉え切れない部分もあるのではないかという御指摘をいただいておりますが、私もそれはそのとおりでと思います。

ただ、例えば、こういった祈祷をするためにいくら必要ですと金額を明示する場合はどうか。これは契約と捉えられる可能性が、金額を明示する、明示しないに限らず、もちろんあり得るわけでありましてけれども、金額が明示されると収益事業性が高まるということになって、契約であるとする認定が容易になる可能性があるのではないかと思えます。

ここで注目したいのは、民法の世界の話というよりは、国税庁が課税をしたことについて、課税が妥当かどうかということでも争われたものですが、最高裁の平成20年9月12日の判決です。これは、実は人の葬儀ではなくて、ペットの葬儀についての判決で、ペットの葬祭業を営む際に、こういうことをやるといくらですよという形で料金表を明示していたという事案です。

そういったことをやっていたA寺、仮にこう呼んでおりますけれども、そのA寺が提供する役務、役務というのも法律の世界ではよく使う言葉ですが、いわゆるサービスでございますが、サービス等に対して料金表等により一定の金額が定められ、こういったことについて金銭を支払うことは、金銭の移転というよりはA寺の提供する役務等、サービス等の対価の支払として行われる性質のものとするのが相当であり、依頼者において宗教法人が行う葬儀等について宗教行為としての意味を感じて金員の支払いをしていたとしても、いわゆる喜捨等の性格を有するものと言うことはできないと、これは最高裁の判決でございますが、判示されているところです。

そうすると、金額をある程度明示してこういったものを払いなさいということになると、これは単なる喜捨という枠は超えるのだということです。こういったことは、一つ大きな

意味を持つてくるのではないかと思います。

ただ、こういうことを申し上げると、金額をあえて明示しない形で誘導することもございます。要するに、金額を秘匿する。つまり、本当はこういう金額を払いなさいということをお願いのだけれども、それを秘匿する形で、事実上、一定の金額の支払を強要する可能性はあるということで、ここは慎重に検討する必要があるかと思いますけれども、一つの指針にはなり得るのではないかと思います。

もう一つ宿題としていただいていた中で、本人以外の者、具体的には家族が中心かと思いますが、この方々により本人のした宗教的な寄附をなかったことにできるか、取消しができるかどうかということです。

民法上の取消権者は、消費者契約法もそうですけれども、基本的には本人をベースにしています。もちろん成年後見制度を使っていたり、未成年者であったり、こうした制限行為能力者と言われる方については、法定代理人と言われるけれども、親とか成年後見人も取消しができることになるわけですが、そこは現在の枠組みでは限定的な部分もある。このところをどう考えていくかということが一つの問題になろうかと思います。

次をお願いいたします。

では、具体的にどうトラブルを解決していけばいいのか。この点については、完全な私見になりますので先生方にまた御議論いただければと思います。こちらについては、まず共通の視座というか、これは最初の検討会でも申し上げましたが、宗教的寄附をした方が寄附をする際に自由な意思決定、いわゆる自己決定ができる環境が本当に存在していたかどうかというところを注目していきたいと思います。寄附の性質はどうであるかということはもちろん一つの大事な要素ではあるのですが、寄附をするに当たって、寄附をするということをきちんと自分の意思でできたかどうか。このところは、きちんと検討すべきかなと思っております。

そういう意味では、例えば既存の法理の活用あるいは拡充を図ることはもちろん一つの方法であります。一つは、契約というのはそもそも自由な意思決定をした上で行われていないのだから成立していないという考え方もあるでしょうし、あるいは、錯誤、詐欺あるいは強迫、これは誤字ではなく、一般的には、あるいは刑法の世界ですと「脅迫」という字を使うのですが、民法では「強迫」という書き方をするわけですが、こういった規定を活用していくというのはもちろんあり得ますし、それはこれまでも行われてきたことです。あるいは、契約と捉えられるのであれば、場合によっては債務不履行というものを観念できるかもしれません。

あるいは、これも従来から既に判例が積み重ねられているところですが、不法行為責任という形で、違法な勧誘そのものについて責任を問うことが行われてまいりました。

もう一つ、私自身は、違法な勧誘をするシステム、例えばマニュアル等を作っていたり、あるいは研修等を行っていたり、こういったシステムを構築している場合には、もう宗教団体が直接に責任をとることも考えられていいのではないかなと思っております。

それからもう一つ、公序良俗違反があります。これは民法で「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする」という条文があるわけですが、これを何とか活用できないだろうかということです。

実は、取消しとなりますと、先ほどの取消権者という形でその行使をする者が限定されますが、無効となりますと、取消しと同じように場合によっては表意者といわれる人にその主張権者を限定すべきだという考え方もありますが、一般的には、無効であれば表意者以外の方でも主張が可能になります。

そう考えますと、例えばこれは残念ながら2017年の民法改正では実現ができなかったのですが、その議論の過程で中間試案というものが出されたときに、「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して」、法律行為とは契約が基本的には念頭に置かれているわけですが、「著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とする」、こういった規定の立法が実は提案されておりました。残念ながら立法には至りませんでしたけれども、こういったことをもう一度議論することは大事なことでないかと思っております。

次をお願いいたします。

次に、一般的あるいは包括的、全てを包み込むような取消権の導入が必要ではないかと思えます。これは民法だけではなくて、消費者契約法にも絡んでくるところです。既にこの検討会でもいろいろ御意見をいただいておりますが、現在も靈感商法を対象にした規定はありますし、これも御指摘がありましたように、加齢や心身の故障に基づいて契約を結んでしまったような場合に、その契約を取り消すという規定もございます。ただ、残念ながら非常に要件が厳しくて、それを活用することが難しいのではないかとということも一方で言われているわけです。

そういったときに、例えば、このような細かい規定の要件を直してお茶を濁すという方法ももちろん一つはあり得るのでしょうけれども、もう少し大きな観点から、そういった細かい規定の要件がどうであるかということに限らず、それを包み込むような規定が必要ではないか。

そういう意味では、また議論が行われると思えますけれども、付け込み型勧誘ということで、相手方が合理的な判断ができない状況、すなわち、実際に献金とかをする方が正常な判断能力を失っているような状況を利用して、まさに付け込む形で、こういったことをした場合における取消権を導入してはどうか。これは、実は消費者契約法が改正されるたびに、国会で附帯決議がなされていまして、そこでもたびたび指摘をされているところがございます。こういったものをきちんと位置づけて議論するべきではないかと思うわけです。

もう一つは、目的秘匿型です。要するに、勧誘する、あるいは宗教的なものに引き込むというような目的を隠して近づくような勧誘を、もう少し広い視野から見て、広くそうい

ったものについて取り消すという制度を導入してはどうかとも考えております。

それから、これは検討会でも御意見がありましたように、以前は、現在の成年後見制度になる前の禁治産制度あるいは準禁治産制度というもので解決していたところもあったわけですが、現行の成年後見制度を活用していく、あるいはこれを見直していくことも必要かと思えます。ただ、これについては、私は新聞報道で接しただけでございますが、法務省が成年後見制度の見直しへ向けて法改正の作業に着手するという報道もありましたので、そことの連携も必要になってくるかと思えます。

最後に、これはややアグレッシブな提案であると自分でも認識しておりますし、実現にもハードルはあるかもしれませんが、本人が正常な判断ができない、すなわち、合理的な判断をすることができない状況となった場合に、一時的な財産管理を行う制度を創設することも考えられるのではないのでしょうか。

例えば、親が未成年の子に対して持っている権利、これを親権というわけですが、親がそういった親権を行使する、あるいは財産管理、親権というのは子の世話をするということに加えて財産を管理するということも含むわけですが、子の面倒を見るのはいいのだけれども、財産を管理することは任せておけないという場合、すなわち、それが困難あるいは不適當であるという場合には、親権や財産管理権を失わせたり、一時的に停止したりする制度があります。

こういったものを参考にして、例えば本人が正常な判断ができない、すなわち、財産管理がきちんとできない状況にあるときに、それを一時的に停止した上で、例えば家族が財産管理に関する権限を持つということも考えられるのではないかと。実際に民法では、親権者が財産管理権を喪失したときに財産管理に関する権限のみを持つ未成年後見人を置くわけですが、こういったものを参考にして財産管理制度を創設できないだろうかと考えております。

問題は、一時的とはいえ、本人そのものの財産管理権を停止することになることです。親が子供の財産を管理するというのはもともと認められている権利で、これを停止するということと、本人がそもそも持っている財産管理権を停止するということとは、必ずしも一緒には考えられない部分があります。

ですから、ここは若干アグレッシブな提案になりますので、本人の財産管理権を停止することが適切か否かということについて慎重な議論が必要かと思えます。本人の意思をどこまで尊重するか。ここは民法に限らず、いろいろなことの基本だと思いますので、このところとの兼ね合いをどう考えていくかということですが、ただ、正常な判断ができない状況の中で、逆に本人の意思をどこまで尊重すべきなのかというときに、一種の家族とかが介入するシステムが場合によっては必要ではないかなと考えているところでございます。

予定より若干長くなってしまいましたけれども、私の報告は以上でございます。御議論いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

菅野先生、どうぞ。

○菅野委員 菅野です。海外にいますので、ちょうど昼夜が裏側になっていて、車の中で見苦しくてすみません。

今、宮下先生のお話を伺って考えたことを含めて意見を申し上げたいと思います。

まず、今お話を伺って一番思ったのは、契約の中核というのは拘束力にあって、献金の中核というのは双方に拘束力がないというところにあるのだとすると、拘束力のない献金を拘束力のある契約と見るのは基本的には難しいのだろうと思いました。

かなり特殊な方式のごく一部の献金を契約と捉えてみても、ほとんどは網から抜けてしまうので、私が今思ったのは、契約については契約として今の消費者契約法を改正して網を広げる必要があるのだろう。そして、献金については献金として新しく規制の網をかける必要があるのだろうと考えました。

そこで、まず消費者契約としての規制についてです。これは前回も申し上げたように思いますが、前回明らかになったように、靈感商法等の取消権が使われた裁判例が見当たらないという事実も踏まえれば、付け込み型の加害要件というのを包括的な救済情報として消費者契約法の取消権の対象にするべきではないかと思えます。

この点、それを客観的に立証できるのですかみたいなことを聞かれるときもあるのですが、けれども、これもこの前勉強させていただいたことですが、例えばこんな事例です。肉親を亡くした女性が「霊が苦しんでいる」と執拗に脅されて、借金を事実上強要されるような形で多額の献金を強いられたような場面が、これがまた記憶だけではなくて書面などでも残っているケースもあるように思いましたので、できないということではなく、できるだろうと思えます。それを実現できる方策をちゃんと考えるべきだろうと思えます。

今度、献金についてということですがけれども、今、宮下先生がおっしゃったことに私も方向性としては賛成です。公益法人にも寄附要求についてのルールがあるので、宗教法人にも規制があってしかるべきだと思います。ただし、こちらは宗教法人特有のマインドコントロールという特性に配慮して、おっしゃったような付け込み型、目的秘匿型、こういう献金については取消による救済ということを本格的に考えるべきだと思います。

その上で、ちょっと解散命令の話もしたいのですけれども、大きく2点に分けて言いたいと思います。まず、今問題になっているいわゆる旧統一教会の関係ですがけれども、マニュアルや研修により違法な献金要求行為を繰り返していたと見るべきだという考え方もあるようです。本来であれば、既に宗教法人法の質問権で調査をして、解散命令要求の必要性があるのかどうかは判断されているべきだったのではないかとともに思います。かつ、冒頭に大臣がおっしゃったような現状、少し浮かび上がっているような状況をも加味すれば、この問題は極めて現在進行形の課題であると思えます。これが1点です。

もう一点、今度はもうちょっと一般論ですけれども、今日御紹介したいのは、これまで宗教法人法の質問権や解散命令請求権について、どれだけ所轄庁が自らの権限や職責の範囲を狭く解してきたかということです。

例えば、平成7年の文化庁次長の国会での答弁ですけれども、それこそ解散命令の対象になるような法令違反が、あらゆる法律などを指すにもかかわらず、ほとんどの場合、犯罪行為といったもの以外にはあまり事例がないというふうに、あえて犯罪というふうに極めて小さく絞った答弁をされています。

同じく平成7年の当時の文部大臣の答弁ですけれども、宗教法人については宗教法人の自由と自主性を尊重するという考え方から一般的な監督権限は規定されていないというような答弁がされていて、これを監督権と言うかどうかは別として、実際に法律で質問権とか報告徴収権、条件付きの立入権なども認められている中で、このように自らがなすべき権限あるいは責任を小さく考えてきたということは実際にあるのだらうと思います。

その上で、もちろん所轄庁の体制を強化する必要があると思うので、例えば省庁的な文科省の宗務課の現状の人数や予算を次回までにぜひ知りたいと思います。

一方で、最後になりますけれども、恐らく体制強化は必要だけれども、十分ではないと思いますので、例えば消費者問題があまりにも山積している状況のときには、消費者庁の大臣が質問権発動のトリガーを引くことができるような改善であったり、あるいは「調査できる」という規定を、「しなければならない」という規定に置き換えるというように、幾つもの工夫の余地があるように思いますので、そういったことも宗教法人法の改正案として、ここで少なくとも大きな方向性は提言できればと思っています。

今のところ、私からは以上です。失礼しました。

○河上座長 どうもありがとうございました。

法人の解散命令等に関する規定の議論は後半でまとめてやることにいたしますけれども、その前に宮下委員からお話のあった部分、特に契約法上の問題について、まずは宮下委員から御回答をいただけますか。

○宮下委員 ありがとうございます。菅野委員、移動中に本当にありがとうございます。大変適切かつ鋭い御指摘をいただきまして、感謝申し上げます。

1点目でございますが、契約は拘束力、いわゆる当事者を結びつけて、それに従わなければいけないというものがある。契約は守られなければいけないという言葉もあるわけですが、そういったことがある。それに対して献金は拘束力がないのだという整理をしていただきました。そういった考え方はもちろんあり得ると思うのですが、私自身は、報告の中でも申し上げたように、献金というのが契約の性質を持つ場合と契約の性質を持たない場合があるのではないかと考えておりますので、その線引きがなかなか難しいところがあるのですけれども、先ほど言ったように、例えば金額を明示して勧誘したような場合には、契約と捉えられる場合が多いのではないかと考えております。そうであれば、これは契約法の中で解決する問題になっていくでしょうし、解決の幅は広がっていく。

ただ、残念ながら、契約としては捉えきれない部分もある。その場合に、新しい献金というものを念頭に置いた規制、献金だけを念頭に置いた規制というのがいいのかどうかはまた考える必要があると思いますが、新たな規制を考えていくことは大変大事なことで、その部分をすみ分けて考えていくことが必要かと思えます。

あとは、消費者契約法でつけ込み型の包括的契約条項を設けるということは、実は消費者契約法の改正へ向けた議論の最初から言われていることだと思います。ただ、なかなか合意が得られなくて、その中でだんだん細かい規定になっていってしまっているのですが、その細かい規定をもう一度細かく変えましょうという話をして根本的な救済にはならないと思えます。ですから、もう少し大きな視野でそういったものを包み込むような規定を考えたかどうかと考えております。

また、国会で附帯決議がなされていますが、菅野議員は直接関わっていらっしゃったから御存じだと思いますけれども、同じような内容の附帯決議を国民の代表である国会議員の方に何度もさせることはやはり問題であると思えます。ただ、消費者契約法という枠組みで終わってしまっているのかというのはもう一つの問題でありまして、もう少し幅広く、場合によっては民法とか、要するに消費者契約ということに限定せずに、場合によってはもう少し広く捉えられるような規定を考えていいのではないかと考えているところでございます。

長くなって申し訳ございません。私のほうからは以上でございます。

○河上座長 ありがとうございます。

菅野委員、さらにつけ加えての御意見ですか。

○菅野委員 一言だけよろしいですか。

宮下先生がおっしゃったように、献金の中でも契約と見られる、また見るべき場合があるということで、今日一定の基準を御示唆いただきましたので、そういうものが明確にあって、それがちゃんと人々に知れ渡って、これは契約として取り消せるのだよということがちゃんと分かるようになるのであれば、もちろん先生のおっしゃるとおり、献金の中でも契約として規制できるものもあって、私はもちろんいいと思っています。賛成です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

紀藤委員、どうぞ。

○紀藤委員 先生の御報告はよく分かり、非常に助かりましたけれども、前々回に言いましたけれども、民法学者の責任もあると思うのですね。献金の性質というものに関して、これまでいろいろな所与の本を読んでもきちっと書いてあるものがないわけです。そのために、裁判でぎりぎり争われるというのが実際の経過であります。それを考えると、民法の先生方が献金の性質について論文をオーソドックスなものとしてきちっと書いていただけるというのは今後とても助かりますし、学者の論文があれば行政の指標になりますので、そういった意味でも今日の報告は感謝いたします。

その上で幾つかあるのですが、民法で仮に献金が契約に当たるとしても、結局、消費者

契約法上の対象にならなければ取消はできないわけですね。そうすると、献金が仮に契約に当たるとしても、消費者契約法上で取消ができないとなる場合はどういう場合があるかということは整理しておく必要があると思うのですね。

特に先ほどから言われていた付け込み型のものですが、今までも靈感商法という規定はあるのですが、この辺りはどういうものが当たらないのかというのはきちっと整理する必要があります。

私が靈感商法の現場でいつも感じていることは、実は多くの被害者は3年前の被害なのです。つまり、3年ぐらい一生懸命やる、献金を出し続ける。だけど、3年ぐらいたって、家族の説得があったり、ほとんど自己破産になるような状態まで献金させられる。それで、本人も悩んで、誰かに相談する。その方が我々に相談してくる。そして、説得する。話し合って、やはりこれはおかしいねという話になって我々のところに相談してくる。だから、統一教会の問題をやっていると、いわば被害者から見た統一教会というのは3年前の統一教会の実相を表しているような感じなのです。つまり、現在の被害者は相談に来ないのです。

そういうことを考えると、消費者契約法というのは基本的に一回的な、一言で言うと状況の設定という言い方もしますけれども、不安をあおっているわけです。ところが、状況の設定が既になされて、ずっと不安の状態になっているわけですよ。そうすると、不安をあおる行為がなされなくても自動的に献金をするということが往々にしてあるわけですね。

そうすると、それはまさに付け込み型勧誘になるのですけれども、先ほど先生が挙げられた例、宮下先生のレジュメの4ページの下辺りに括弧書きで、債権関係の民法改正に関する中間試案があります。この中間試案のところに、「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して」という規定があるのですが、消費者契約法上にも一回的な契約の取消権が幾つかあるのです。靈感商法の規定もあるのです。ですけれども、ここに具体的に利用を書き込まないといけないと思うのです。どういうことかということ、前段までの不安をあおる行為を利用して本人が合理的に判断することができない事情にあることを分かりながらそれを利用すること。これは、フランスの無知・脆弱性不法利用罪の構成要件を意識すると、そういう規定がないと、列挙されている事情が不十分ではないかと思うのです。これは単純に、相手方の困窮、経験の不足、知識の不足という、今見えている事情なのだけでも、自分たちがやった行為を利用して相手方が合理的な判断をすることができない事情に陥れて、その事情を利用するということがないと、なかなか簡単に自動的に献金に適用できないのではないかとこのことがあります。

裁判の現場では、構成要件該当性がとても重要なので、要件に当たらなければ取消ができないという判例が出てしまうということを考えると、ここは具体的に列挙する必要があるのではないかとこの1点目です。

もう一度まとめますと、消費者契約法上の対象にならない献金があるのではないかと
いうことが1つ目です。

もう一つは、最近の統一教会は、靈感商法が社会的に問題になった関係で、物品から
献金になってきたということで今回献金の問題が議論されているのですけれども、さらにも
う一段ありまして、日本の統一教会に献金させるのではなくて、韓国の統一教会に献金さ
せる、直接お金を持っていかせることも脱法行為としてよくやられているのです。

これは二重の脱法行為であります。日本法の適用をさせない。もう一つは、外国為替管
理法違反の行為、個々の信者にお金を持っていかせることによって脱法する。この2つの
面があるのです。

外国為替管理法違反というのは、財務省と経産省の所管になっているので、消費者庁の
所管ではないのですが、消費者契約が海外で行われた場合、その中に法的には、行為の一
要素が日本で行われた場合と、行為のどの要素も日本にない場合の2種類があるのですけ
れども、その場合に消費者契約法が適用できるような枠組みにまずできないかということ
があります。

それから、先ほど先生が言われた、金額が明示される場合と明示されない場合という、
この脱法が3番目にあって、この脱法は実は宗教界に蔓延しているのです。お寺とか神社
に行かれたら分かると思うのですが、例えばおはらいに関して金額は幾ら以上と書いてあ
るのです。例えばおはらいが1万円と書くと、これは金額が明示されている契約っぽい
ので税務上も問題が生じる可能性があるのですね。そのために、お布施ということ
を明確にするために、1万円以上とか3万円以上という書き方をすることが多数ありま
す。ほとんど全てと言ったほうがいいと思います。それがあって、実際のカルト的な宗教
の被害救済をやっていると、統一教会以外でもそうですけれども、「以上」と書いてある
定価表が多いのです。何とか以上と。

そうすると、先ほどのペットの判例でもそうですけれども、ここに書いてあるとおりの
のです。「料金表等により一定の金額が定められ」と。これも私は民法学者の責任だと思
っていて、やはり「以上」と書いたものは駄目でしょう。社会的には「以上」と書いてあ
ったら、普通はその金額を出すのですね。そうすると、おはらいで1万円以上と書いてあ
ったら1万円を出すことが決まっているのであれば、それは定価と見るべきであって、こ
れは解釈の問題かもしれませんが、一定の基準は学者の先生が出しておいていただけると、
宗教界に大きな影響を与えるかもしれませんが、「以上」と書いてあればそれは定価でし
ょうと。そういうような考え方ができないかということも考えていまして、その3つの点
について宮下先生の御意見をいただきたいと思います。

○河上座長 では、宮下先生、お願いします。

○宮下委員 紀藤委員の長年の大変な御苦勞、御経験から貴重な意見をいただきまして、
本当にありがとうございます。私どもでは分からない情報を本当に紀藤委員にいろいろ教
えていただいております。

その中で一つ、契約に当たるとしても消費者契約法の対象にならない献金があるのではないかという御指摘を頂戴しました。まさに私のほうは消費者契約法の適用の対象にならないものというのを、消費者契約法だけの枠組みで議論するのはなかなか難しいだろうと思っておりますので、ここは幅を広げて、民法、場合によっては新しい法律ということもあるかもしれませんけれども、そういった少し広い視野から献金というものを捉えていかなければいけないと思います。

もう一つ、現在の被害者は相談に来ない、3年とか4年後にようやく気がつく方が多いのだということですが、確かに消費者契約法は取消権について時効があります。当初は半年だったのが、改正されて1年に延びましたけれども、1年という期間でも短いという議論はもちろん民法や消費者法の分野でも議論されているところでございます。

まず、現行法の話からすると、時効については、例えば、靈感商法ですと困惑類型というところに位置づけられておりますが、その困惑状態を脱したときから1年ということですので、仮に現行法の解釈でいけば、ずっと3年間困惑状態が続いていて、それをようやく脱したのが3年目だということになれば救済できる可能性は広がってくると思うのですが、やはり現行法では限界があるということであれば、取消権の時効期間をもう少し延長するような形で対応しなければいけないと思います。

もう一つ申し上げますと、例えば公序良俗違反に関連して、もう少し合理的な判断ができない状況を利用するという行為について書き込んだほうがいいのではないかというお話がありましたが、無効ということであれば、時効は関係してこない部分もありますので、そういったところでももう少し救済の枠を広げていくことはできないかと考えております。実は、民法90条の公序良俗違反は結構使われており、実際に民法90条を使って解決している問題はいくつもあるのです。要件が曖昧でなかなか使いづらい部分もあるかもしれませんが、民法の世界では、先ほど紀藤委員がおっしゃったように、構成要件に該当するかどうかということがあまりかちっとしていない部分が逆に使いやすい法理であるとも言われています。

ただ、そのところで使いやすい法理けれども、やはり要件がかちっとしていないのでなかなか手を出しにくいという部分はあるかもしれませんので、そのところをもう少し拡充していくというのも一つの方法かと思えます。

それから、国際的な献金ということですが、例えば国によって国際的なルールが違う場合にどういったルールを適用していくかということについては、「法の適用に関する通則法」という法律がありまして、これはもちろん紀藤委員は御存じだという前提ですが、一般の方も含めて聞いていただいておりますので、そういうお話をさせていただきますが、「法の適用に関する通則法」の11条で消費者契約の特例というものがありまして、消費者契約法については消費者の常居所、要するに消費者が住んでいるところの法律を適用するのだというルールもござります。ただ、先ほど紀藤委員がおっしゃったように、消費者契約ということで捉え切れない部分を解決するのは難しいのではないかというのはおっ

しゃるとおりですので、この辺りも含めて議論していく必要があるだろうと思います。

3点目、例えば「1万円以上」といった形で脱法行為が行われるのではないかと。これは私も懸念しているところでございまして、そういったところはまさに御指摘のとおりかと思えます。

ただ、「1万円以上」というのが果たして金額の明示にならないのかというと、これは「1万円」と明示してさらに「以上」と書いてあるということは、最低1万円という形である種の金額は明示していると考えられる。その意味では、「1万円以上」と書いてあっても、これは金額を明示したものとして、契約と捉えることができるのではないかと思えます。

また、民法学者の責任ということで、私も紀藤委員の御指摘は強く受け止めております。私自身は、参考文献には書かなかったのですが、2011年に愛知学院大学の宗教法制研究所に呼ばれて講演をした際に、靈感商法について正面から取り上げた講演をしたこともあるのですが、そのときも確かに紀藤委員がおっしゃったような形で、献金の性質というところまで意識していたかと言われると、そこは意識していなかった部分があるので、そこは率直に反省をしながら、だからこそ今の紀藤委員の御指摘を踏まえて、私のほうで問題整理という形にはなるのかもしれませんが、そういった形でこれからきちんと議論していかなければいけないということでございまして、参考文献に挙げてありますように、例えば早稲田大学の棚村先生などはきちんとした議論を随分前に展開されていたこともありますので、そういったことをもう一度掘り起こしながらきちっと議論をしていく必要があると考えております。

長くなりましたが、御回答になっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○紀藤委員 ありがとうございます。

○河上座長 どうもありがとうございました。

途中で音声が中断した部分がございますけれども、後で議事録できちんと補完して公表するということにさせていただきたいと思えます。全体の趣旨は我々のほうにも伝わったかと思えますけれども、そのようなことでよろしく願います。

それで、今日予定していた議題もございまして、一旦この辺りで止めさせていただいて、次に「法人の解散命令等に関する規定」という議題でございます。

先ほどもう既に菅野委員からも御指摘があったところではありますけれども、まずは事務局のほうから説明をし、その後、紀藤委員から新たに提出された資料がございましたので、その提出資料に基づいて簡単に御説明をいただければと思えます。

○尾原課長 事務局でございます。

資料2「法人の解散命令等に関する規定」です。前回の検討会におきまして、宗教法人につきまして、宗教法人法第78条2の規定に基づく質問権が行使されたことがあるかどうかという御質問をいただきました。

そのため、事務局から文化庁のほうに確認を行いましたところ、これまでに宗教法人法第78条2の規定に基づく質問権が行使されたことはないという回答でございましたので、報告させていただきます。

あわせて、参照条文といたしまして、資料2で映しておりますところは宗教法人法でございますけれども、2ページ目に「報告及び質問」、3ページに第81条の「解散命令」、4ページ目でございますけれども、それ以外に会社法に関する解散命令の規定、5ページ目でございますけれども、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定される「寄附の募集に関する禁止行為」等を御紹介させていただいております。7ページが、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の「解散命令」についても参照条文を載せさせていただいております。

以上、いわゆる法人の規制に関する規定等に対する条文の御紹介でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○河上座長 続きまして、紀藤委員のほうから説明をお願いします。

○紀藤委員 これは、長崎の弁護士から消費者庁に宛てた要請書です。行政処分を行った団体が相変わらず同様の商法を続けていると。そのために、消費者庁に対して会社解散命令の通知をしていただきたいという要請書です。ビジョンとレセプションという会社です。

本文を挙げていただければと思います。

これは行政処分が出たケースなのでいいと思うのですが、下に理由が書いてあります。「御庁は、会社法826条により、法務大臣に対して、速やかに会社法824条1項1号該当事由及び同項3号警告対象事由があることを通知し、法務大臣と協働して対象事業者等について、会社法の解散命令申立等を行うべきである」と。つまり、両者が連動してやってくださいということで、4～5ページに要請の理由を幾つか書いてあるので、資料を見ていただければいいのですが、今言った内容で、行政処分がなされたにもかかわらず相変わらず続けているということで要請書が出されている。

そして、会社解散命令というのは先ほど消費者庁から説明があったのですが、どういうものかということで、令和4年8月に出された内閣府の消費者委員会の答申、中間取りまとめを映していただければと思います。

このルールがどうしてできたかという説明を若干させていただけると、1ページの真ん中辺り、「WGでは」と書いてあるところの下の段落、「報告書では」というところの下から3行目ぐらいに、「事業者の自主ルールを含む自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法や不当な取引行為に対しては、行政による厳格な対応が必要であること等を示した」と、書いてあるとおりですね。先ほど消費者契約法や民法の話が出ていたのですが、民民のルールではなかなか難しいときに、行政による厳格な対応が必要であるということが基本的に意識されているということです。

2ページ目も同じでありまして、上から2段落目にも、「自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法に関して、実効的な法整備や違法収益のはく奪、財産保全等の制

度について検討する」と。この実効的な法整備は何かということで挙げられているのが4ページです。「報告では、違反行為に対する抑止力の確保の観点からは、①罰則」云々とあるのですけれども、④として「株式会社の解散命令の活用」というのが具体的に提示されています。

それを前提に、会社解散命令の話が具体的にこの中に書かれていまして、29ページで「解散命令（会社法）」とわざわざ章立てをして、内容が書かれているのです。これは後から読んでいただければよろしいかと思うのですけれども、この際に、「概要」のところの2段落目に、「会社制度が濫用され、会社の存在ないし行動が公益を害し、法によって法人格を認められた実質的根拠を有しないとき、換言すれば会社が期待された社会的任務を履行せず公益を害するとき、その法人格をはく奪するもので、会社の設立に関して採用する準則主義に伴いやすい不当な結果を調節し、その弊害の是正作用を営むことをその趣旨とする」と書かれています。宗教法人法上の認証も準則主義に非常に近いものなので、この不当な結果の調整が要するというので解散命令があるのだと思います。

あとはちょっと詳しくなるのでできるだけ短くしたいので、31ページにちょうど図がついていまして、過去に会社解散命令をしたものが幾つかあるのです。これを見ていただくと、「9件のうち、解散命令決定が」云々と書いてあるのですけれども、上記9件全てが解散事由として824条1項2号事由です。2号事由というのは、事業をやっていない場合を指すのです。つまり、公益性がないから会社解散命令がなされたのではなくて、事業をやっていないから解散命令がなされたという事案であって、結局、過去に公益性を理由に会社解散命令がなされていないということの意味をしています。戦後に判決例もありません。戦前には数件あるということもこの報告書の中にまとめられています。

そして、レセプションとビジョンに関してはどういうことかということ、一番後ろに「WILL等」というのが出てくると思うのですが、これを見ていただければいいと思います。ここに「WILL等」と書かれているところに、令和元年11月8日、令和3年3月23日にビジョンのことが書かれていますし、その後ろの4ページにレセプション、ビジョンの行政処分のことがどのような重みかということが書かれています。

最後に、この文書の14ページに先ほど私が言った問題意識が書かれています。いろいろと過去に大きな問題が起きた事例を挙げた上で、「小括」ということで書かれているのですけれども、この中の「このような」というところです。過去に大きな被害があったもの、例えば安愚楽牧場とかケフィア事件、そういう大きな投資被害が中心になっているわけですが、このような商法では」という、それを前提にですけれども、「新規顧客からの出資を配当ないし利益の提供に回すことにより、配当ないし利益の提供を行っている間は、外観上、利益が出ているように見えるため、その間、個人が被害を認識することは難しく、結果的に事件の発覚が遅くなる傾向があると考えられる。そのため、事業が破綻し、被害が顕在化した時点では、被害が相当拡大しており、事業者の財産が散逸していて、被害回復を図ることが難しい状態に至ることが指摘できる」、このような場合には行政処

分云々が必要であると、基本的にそういう意識の下に書かれているのですね。

これは投資商法の問題について書かれているのですけれども、実は靈感商法の問題も先ほど言ったように顕在化が難しいのです。なぜかという、最初の3年ぐらいはずっと継続できるということなのです。過去の事例も基本的に皆そうです。霊視商法であったり、法の華三法行であったり、オウム真理教の事件もそうですけれども、顕在化したときにはのっぴきならない事態になっているというのが一般的な考え方であって、こういう場合は民衆のルールで果たして解決できるのかということまで考えると、やはり行政的な手続は極めて重大なのです。

そういうことまで考えると、会社解散命令が消費者庁でも協働してできるのであれば、これは当然、宗教法人の解散命令でも同じことが言えるわけであって、悪徳事業者に、会社と宗教法人、両方を悪用する場合がありますので、そういう場合は宗教法人法上の解散命令をやりやすくするという手法が必要ではないかと思われまので、御検討いただきたいと思って、今回情報提供しました。

最後に、質問も一緒にやったほうが時間が短くなると思うので、質問をしたいのですけれども、文化庁の見解だと、実態上、刑事事件でしか解決できないと言うわけです。だけど、それは民法学者とか民事的なルールに対する冒涇のような気がするのです。

民事判決が相次いで最高裁まで行って、統一教会の違法性が認められているときに、刑事じゃないと駄目ですよというのは、民法と刑法の違いみたいなものはあるかもしれませんが、民事ルールというものに対する行政の無理解がかなりあるのではないかと思いますので、その辺りの御意見もいただきたいと思っています。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

かなり終わりの時間が近づいてきているのであれなのですけれども、事務局のほうから何かお答えすべきことはございますか。

○尾原課長 会社解散命令の申立てについてのところの関連で、先生はそれを宗教法人にという形で御質問いただいたかと思えます。

まず、会社解散命令の申立てについて、他の行政庁が対応すべきなのではないかというところがございます。そこについては資料2で書かせていただいた会社法826条のところで、「裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第824条第1項の申立て又は第3号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない」という規定があるというところの御指摘かと思えます。

そこについては、先生の御指摘も踏まえて、我々としても当然その条文に基づいてしっかり対応するという事だと思えます。引き続き、我々として適切な対応を考えてまいりたいということになるかと思えます。

以上でございます。

○河上座長 それからもう一つ、これは注意しておかないといけないのですけれども、法

人の解散をやっても個人としては生き残るわけですし、祈祷師とか、そういう個々の場合、法人以外のものに対しては法人の解散というのはあまり威力がないということもあるのです。その辺も前提として考えておかないといけないということかもしれません。

ほかに御意見、御質問がありましたら。

○紀藤委員 今の発言は違うと思います。なぜ違うのかというと、確かにばらばらになりますよ。例えば、神世界という宗教団体がありました。そこは摘発されました。清算しました。自主清算したのですけれども、やはり自主清算したら、まだ残党は残っていますけれども、活動は圧倒的に少なくなります。法の華三法行も破産しましたけれども、我々が申し立てて破産させたのですが、やはり圧倒的に少なくなるので、法人格が剥奪されて団体性は残るということになったとしても、やはりそこは免税資格は剥奪されますので、仮にばらばらになるとしても、圧倒的に力は弱くなるわけであって、被害者の救済から見ると、100がゼロになることはあり得ないのですね。

我々が求めているのはできるだけ少なくしてほしいということなので、解散しても残ることを前提に議論するのは無意味だと思います。やはり解散させることの重要性を考えると、行政処分、行政的な手続の重要性はこういった被害に関しては明らかで、投資被害に関しては安愚楽牧場で4200億円ぐらいの被害、これは憲政史上最大の被害ですけれども、統一教会の被害は恐らくそれを上回るのです。

それを考えると、今まで放置したことも、問題点の一つには行政的な手続がなされなかったことがかなりあると思いますので、そこは柔軟に考えていただいたほうが私はいいかと思います。

○河上座長 もちろん承知した上での発言でございました。

菅野委員が手を挙げていらっしゃるんですが、菅野委員、いかがでしょうか。

○菅野委員 質問権の行使について御回答いただいたので、一言だけ言わせてください。

私も、税優遇のうまみを前提とした搾取のシステムを壊す必要がある場合には、宗教法人としての法人格を剥奪するということには大きな意味があると思っています。

今回、宗教法人法第78条の2の質問権を行使したことが一度もないということは、つまり、宗教法人の解散命令を出した2件では質問権を使っていないということになります。

この理由を聞いたときに、解散命令を出す前提でしか質問権は使えないのだと宗務課がお答えになったのを聞いたことがあります。そうすると、質問権を置いた意味はないということになってしまいます。

つまり、法としては、問題が疑われたときに質問権などで調査をして、その結果に基づいて必要があれば解散請求をかけるというあるべき流れが流れていないということが、今日調べていただいた結果でもある程度明らかになったのだと思います。

なので、この流れがきちっと機能するように、運用の改善並びに法改正の具体的な検討が必要だと改めて思っています。

先ほどの提案に併せて、もちろん認証取消の1年という期間が短過ぎるのではないかと

いう論点もあるでしょうし、あるいは解散しないまでも税優遇などを剥奪するというメニューを設けるという検討もあってもいいのではないかと思います。

私のほうからは今日はここまでにしたいと思いますけれども、しっかりと深掘りしていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○河上座長 どうもありがとうございました。

田浦委員、どうぞ。

○田浦委員 一言だけですけれども、資料2にございます「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の「寄附の募集に関する禁止行為」の部分ですけれども、議論に挙がっている消費者契約法の4条の部分は、トラブルに遭ってしまった消費者を救済するというもので、結果的に救済できずに終わってしまうということもあるのですね。この法律があることで、事業者に対して一定の歯止めにはなっていると思いますけれども、間接的なものだと思います。

事業者でもある宗教団体に直接的に働きかけるものとして、公益法人法の「寄附募集に関する禁止行為」は参考になると思います。不適切な寄附募集行為を未然に防ぐ方法として、先ほども挙がっていました自由な意思決定ができる環境を整えるという意味からも、（宗教法人法への）導入の検討があってもよいのではないかと考えております。

以上です。

○河上座長 どうもありがとうございました。

大体予定していた時間が来てしまいました。まだまだ議論したいところはあると思いますけれども、今日はここまでといたします。

次回の日程について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○尾原課長 事務局でございます。

今回は、9月22日8時15分から9時30分を予定しております。議題については、個別事案の検証を予定しております。

○河上座長 また早い時間で大変恐縮ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今回は、先ほど話がありましたように、個別事案の検証を予定しております。検討会の開催要綱の3（運営）の（1）に基づきまして、これは非公開とさせていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。

委員の御同意をいただきましたので、今回は非公開とさせていただきます。

では、本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。